

令和元年度神奈川県危機管理対策本部会議 次第

日時 令和2年3月11日 9:00～

場所 第二分庁舎6階 災害対策本部室

- 1 開会（くらし安全防災局長）
- 2 本部長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 国・県の動向
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針の期間延長
 - (3) 新型コロナウイルス感染症対策の強化について
 - (4) 各局の取り組み
- 4 その他



神奈川県「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を開設します

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症への迅速かつ適切な対応をおこなっていくため、日次の情報収集に取り組んでいます。収集した情報は関係機関と共有するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を新たに開設することで県民のみなさまへの情報公開を進め、必要な方に必要な情報が届く体制を整えます。

1 情報収集の取り組み

県内の医療機関の状況や、県民のみなさまからのお問い合わせ状況、外来受診状況などを把握するため、「Corona Monitoring Board Kanagawa」として医療機関への日次/週次での調査や各機関との連携を通じて情報収集を行っています。

(主な収集項目) 医療機関の稼働状況、医療機器・医療資材の状況、帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来の状況、感染患者数、PCR検査数など

2 関係機関への情報共有について

収集した情報は一部、医療機関や保健福祉事務所、市町村などに共有することで、各機関での対応に役立てていただくほか、相互連携につなげてまいります。神奈川県ではこのたびサイボウズ株式会社の災害支援プログラムを活用し、情報基盤としてクラウドサービス「kintone」を導入。新型コロナウイルス関連の情報を一元的に管理・共有できる仕組みを構築しました。

3 新型コロナウイルス感染症対策サイトについて

新型コロナウイルス感染症対策サイトには、神奈川県における新型コロナウイルスに関する情報を集約します。医療機関の状況や県内の最新感染動向など、一般公開できるものについては、本サイト上にて公開を進めてまいります。本サイトは、東京都が3月6日に公開したオープンソースコードを活用して構築しています。

神奈川県新型コロナウイルス感染症対策サイト:

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1369/>

問合せ先

神奈川県新型コロナウイルス感染症対策部会
医療調整班 横川 電話 045-285-0528



神奈川県

広報班 夏目 電話 045-285-0527

新型コロナウイルス感染症対策サイト



神奈川県

新型コロナウイルス感染症
対策サイト

県内の最新感染動向

新型コロナウイルス感染症が心配なとき

- 知事からのメッセージ
- お子様をお持ちの皆様へ
- 県民の皆様へ
- 企業の皆様・はたらく皆様へ
- 医療機関（病院）の状況
- 開催中止・延期等を決定したイベントについて

当サイトについて

神奈川県公式ホームページ



Copyright © 2020 Kanagawa Prefectural Government. All Rights Reserved.

県内の最新感染動向

最終更新 2020/03/10 20:03

最新のお知らせ

2020/03/05 LINE公式アカウント「新型コロナウイルス対策パーソナルサポート（行政）
2020/03/04 「県が主体的に開催中止・延期等を決定したイベント」県庁ニュース

自分や家族の症状に不安や心配があればまずは電話相談をどうぞ

[相談の手順を見る](#)

陽性患者数

日別 累計

2人

実績値（前日比：+1人）



陽性患者の属性

44人
3/10の累計

日付	居住地	年代	性別
03/10	神奈川県平塚保健福祉事務所	20代	女性
03/10	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	20代	男性
03/07	神奈川県平塚保健福祉事務所 管内	80代	男性
03/06	神奈川県相模原市	20代	男性



新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル相談件数

日別 累計

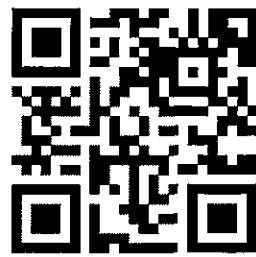
457件

実績値（前日比：+187件）

帰国者・接触者電話相談センター相談件数

日別 累計

実績値（前日比：+1件）



<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1369/>

新型コロナウイルス感染症対策サイト

県内の最新感染動向

新型コロナウイルス感染症が心配なときに

知事からのメッセージ

お子様をお持ちの皆様へ

県民の皆様へ

企業の皆様・はたらく皆様へ

医療機関（病院）の状況

開催中止・延期等を決定したイベントについて

当サイトについて

神奈川県公式ホームページ



Copyright © 2020 Kanagawa Prefectural Government. All Rights Reserved.

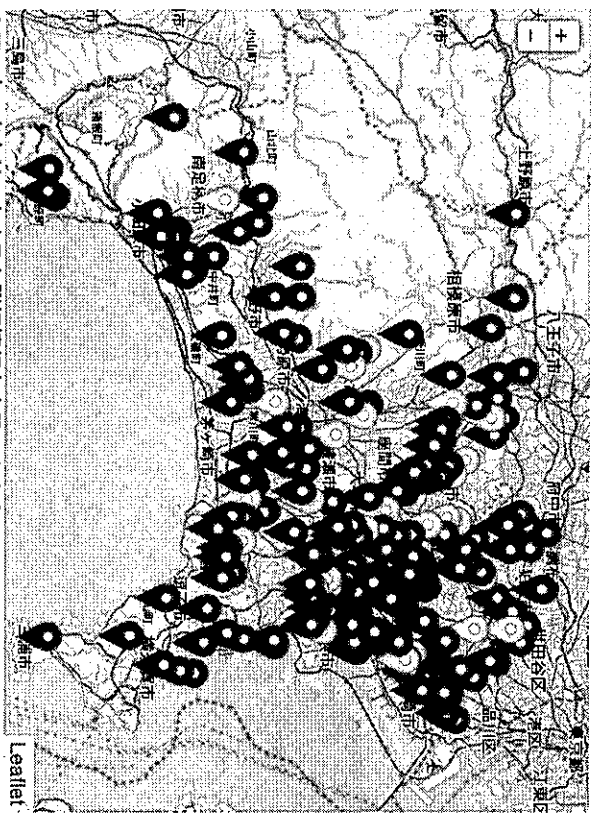
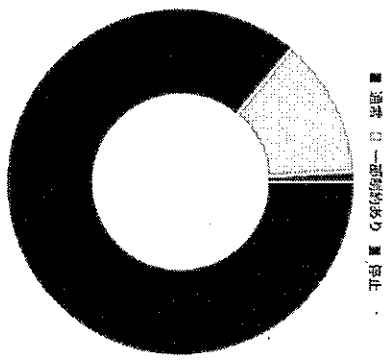
医療機関（病院）の状況 最終更新 2020/03/10 20:03

神奈川県 新型コロナウイルス感染症対策本部では、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の対策基本方針を受けて、国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間として、県内で入院病床を有する病院（20床以上）の状況を日次でヒアリングしています。この情報は、各病院の外来・入院・救急等の各機能について、各々の病院がホームページ等で公表している現状をまとめたものです。

現状、新型コロナウイルス感染症を予防するため、風邪などの症状での新規の外来受入れなどを制限している病院がみられます。「一部制約あり」や「停止」の表記は、院内で新型コロナウイルスの感染が確認されたことを意味するものではありません。ご注意ください。

限りある医療資源を重症者対策につなげるべく、ご自分やご家族の症状に不安や心配がある方は、まずは各地域の「帰国者・接触者相談センター」の電話相談や、県が展開している「LINE・新型コロナウイルス対策ホームページ」でのオンライン相談をお願いいたします。

外来（平日）



※ユーザーをクリックすると詳細情報を表示できます。

凡例

- 通常 通常の運営
- 一部制約あり：例えば風邪などの症状での新規の外来・入院の受入れなどを制限している
- 停止 対応が不可能な状態

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針（改定案）

新型コロナウイルス感染症については、2月25日付けで国の基本方針が示されたところだが、感染拡大を防ぎ、感染の流行を早期に終息させるためには、徹底した対策を講じる必要がある。

県では、2月26日から3月15日までの間を、感染拡大防止に向けて極めて重要な時期ととらえ、基本方針を定め、下記の項目に取り組んできた。

一方、本県を含め、全国で感染者の数は増加しており、国においても、昨日、新型インフルエンザ対策特別措置法の対象に新型コロナウイルスを追加する法改正を閣議決定するなど、さらなる対策強化に向けた動きがある。

こうした状況を踏まえ、県として最大限の感染防止対策を継続する必要があるため、本方針の対象期間を、当面、3月末まで延長することとする。

なお、事態の更なる進展や事態の収束、国の緊急事態宣言や対策方針の変更など、状況の変化があった場合には、本方針の充実や見直しなど、柔軟に対応する。

1 職員向け対策

- 感染拡大防止に向けて、全職員がテレワーク・時差出勤・年休取得を実施
 - ・ テレワークは、業務状況等を踏まえ、所属長判断で全ての職員が実施可能とする。
 - ・ 県民対応等の状況でテレワークが困難な場合にあっても、拡大時差出勤や年次休暇（時間休を含む）取得により、オフピーク通勤等を実施する。
 - ・ こうした各職場に応じた柔軟な対応を実施することで、全職員が感染拡大の防止に努める。

2 県立学校向け対策

- 県立学校における幼児・児童・生徒の安全安心を確保するという観点から、まん延防止に向けて、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とするとともに、卒業式等学校行事の規模の縮小等、必要な措置を講じる。

別添資料1 省略

別添資料2 省略

3 イベント等の実施の扱い

別添資料3 「イベント等の実施の扱い」

4 来庁者への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

問合せ先

【1、4】 総務局副局長兼総務室長 河鍋 電話 045-210-2101

【2】 教育局副局長 田代 電話 045-210-8005

【3】 知事室広報戦略担当課長 大塚 電話 045-210-3650

くらし安全防災局管理担当課長 青木 電話 045-210-3411

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針（令和2年2月18日統括危機管理官等連名通知）では、『不要不急のイベント等は、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討し、当初日程での実施が避けられないものは、県職員はマスク着用の上で対応、参加者には「手洗い、うがい、マスク」など感染防止を徹底させたいうえで実施する。』こととした。

こうした中、令和2年2月25日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症対策の基本方針では、「まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期である。」とされた。

そこで、令和2年3月31日（火）までに県が主催するイベント等については、次のとおりとする。

（1）県民が参加するイベント等

不特定多数の方が集まるイベント等は、原則、中止又は延期とする。

ただし、開催せざるを得ないイベントは、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

なお、卒業式、資格試験など、参加者が特定され、かつ、開催を中止・延期することが困難なものは、参加者に十分注意喚起を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

（2）会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防対策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫

新旧対象表
 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

改定後	現行
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針 令和2年2月26日策定 令和2年2月28日改定 令和2年3月11日改定</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、2月25日付けで国の基本方針が示されたところだが、感染拡大を防ぎ、感染の流行を早期に終息させるためには、徹底した対策を講じる必要がある。</p> <p>県では、2月26日から3月15日までの間を、感染拡大防止に向けて極めて重要な時期ととらえ、基本方針を定め、下記の項目に取り組んできた。</p> <p>一方、本県を含め、全国で感染者の数は増加しており、国においても、昨日、新型コロナウイルス対策特別措置法の対象に新型コロナウイルスを追加する法改正を閣議決定するなど、さらなる対策強化に向けた動きがある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、県として最大限の感染防止対策を継続する必要があるため、本方針の対象期間を、当面、3月末まで延長することとする。</p> <p>なお、事態の更なる進展や事態の収束、国の緊急事態宣言や対策方針の変更など、状況の変化があった場合には、本方針の充実や見直しなど、柔軟に対応する。</p> <p>1 職員向け対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大防止に向けて、全職員がテレワーク・時差出勤・年休取得を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークは、業務状況等を踏まえ、所属長判断で全ての職員が実施可能とする。 	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針 令和2年2月26日策定 令和2年2月28日改定</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、2月25日付けで国の基本方針が示されたところだが、感染拡大を防ぎ、感染の流行を早期に終息させるためには、徹底した対策を講じる必要がある。</p> <p>特に、国の専門家会議においては、感染拡大のスピードを抑制するためには、これからの1～2週間が瀬戸際になるとの認識であり、県としても、感染拡大の防止に向けて極めて重要な時期と考えている。</p> <p>そこで、本県として、本日から3月15日までの期間を対象に、早急に以下の対策に取り組みこととし、基本方針を定める。</p> <p>1 職員向け対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大防止に向けて、全職員がテレワーク・時差出勤・年休取得を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークは、所属長判断で、最大、職員の5割までが実施可能とする。

新旧対象表

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

改定後	現行
<ul style="list-style-type: none"> 県民対応等の状況でテレワークが困難な場合にあって、拡大時差出勤や年次休暇（時間休を含む）取得により、オフピーク通勤等を実施する。 こうした各職場に応じた柔軟な対応を実施することで、全職員が感染拡大の防止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 県民対応等の状況でテレワークが困難な場合にあって、拡大時差出勤や年次休暇（時間休を含む）取得により、オフピーク通勤等を実施する。 こうした各職場に応じた柔軟な対応を実施することで、全職員が感染拡大の防止に努める。
<p>2 県立学校向け対策</p> <p>○ 県立学校における幼児・児童・生徒の安全安心を確保するという観点から、まん延防止に向けて、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とするとともに、卒業式等学校行事の規模の縮小等、必要な措置を講じる。</p> <p>別添資料1「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」 （令和2年2月28日付け記者発表資料）</p> <p>別添資料2「新型コロナウイルス感染症の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針について」（令和2年2月26日付け通知）</p>	<p>2 県立学校向け対策</p> <p>○ 県立学校における幼児・児童・生徒の安全安心を確保するという観点から、まん延防止に向けて、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とするとともに、卒業式等学校行事の規模の縮小等、必要な措置を講じる。</p> <p>別添資料1「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」 （令和2年2月28日付け記者発表資料）</p> <p>別添資料2「新型コロナウイルス感染症の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針について」（令和2年2月26日付け通知）</p>
<p>3 イベント等の実施の扱い</p> <p>別添資料3「イベント等の実施の扱い」</p>	<p>3 イベント等の実施の扱い</p> <p>別添資料3「イベント等の実施の扱い」</p>
<p>4 来庁者への対応</p> <p>県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。</p>	<p>4 来庁者への対応</p> <p>県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。</p>

新旧対象表

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

改定後

「別添資料1」については変更なし

現行

別添資料1
令和2年2月28日
記者発表資料

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について

本日、文部科学省からの通知を受け、県立学校の設置者である神奈川県教育委員会として、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するため、次のとおり対応することとしました。

当該内容については、全県立学校及び市町村教育委員会へ通知してまいります。

- 1 全県立学校は、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業
- 2 市町村教育委員会に対して、県教育委員会と同様の対応を執るよう要請
- 3 卒業式、入学式、公立学校入学選抜及び入学予定者説明会については、令和2年2月26日付け教育長通知に基づき、規模縮小等を行い感染防止策を講じ実施

なお、休業の期間については、今後の状況の変化により変更することがあります。

また、3月2日については、児童、生徒への指導、保護者への連絡等の必要がある場合は、短時間の児童、生徒の登校は差し支えないものとします。

併せて、全県立学校に休業期間中の保護者からの相談に対応するための窓口を設置するとともに、特別支援学校については、幼児、児童、生徒の個々の事情に応じて、学校の教育活動とは別に「児童・生徒の居場所」を学校に設けることを検討し実施します。

この「児童・生徒の居場所」については、市町立学校についても検討し、実施するよう特段の配慮をお願いしてまいります。

別紙1 文部科学省通知

「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」

新旧対象表
 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

改 定 後	現 行
	<p>別紙2 各県立学校長あて通知 「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について（通知）」</p> <p>別紙3 各市町村教育委員会教育長あて通知（政令市を除く） 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」</p> <p>別紙4 各政令指定都市教育委員会教育長あて通知 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」</p>

新旧対象表

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

改定後

「別添資料2」については、変更なし

現行

別添資料2
総第3428号
令和2年2月26日

各所属長様

教育長

新型コロナウイルス感染症の県内におけるまん延防止に係る県教育委員会の取組方針について（通知）

このことについて、別紙（参考）のとおり、令和2年2月18日付けでくらし安全防災局長、総務局長、健康医療局長から「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針」について通知がありました。

そこで、県教育委員会における取組方針について、当面の間、（別紙1）のとおりとすることとし、新型コロナウイルス感染症の県内におけるまん延防止を図ってまいりますので、所管業務の実施に当たり、適切な対応をお願いします。

なお、この通知は、現時点での当面の取組方針であり、今後の状況の変化により、方針を変更する場合があります、その場合は別途通知しますので、御留意ください。

不明な点がある場合は、それぞれ問合せ先まで御連絡ください。

（別紙1） 新型コロナウイルス感染症の県内におけるまん延防止に係る教育委員会の取組方針

（参考） 令和2年2月18日付けくらし安全防災局長、総務局長、健康医療局長「新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針（通知）」

新旧対象表

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

改定後

現行

問合せ先

通知及び「別紙（参考）」に関すること

総務室総務グループ 名取、中村 電話045-210-8020

「別紙1」の1に関すること

(高等学校及び中等教育学校における行事等について)

高校教育課教育課程指導グループ 松澤、小野 電話 045-210-8260

(特別支援学校における行事等について)

特別支援教育課教育指導グループ 立花、荒井 電話045-210-8276

(社会教育施設における行事等について)

生涯学習課調整グループ 清水、持丸 電話045-210-8337

「別紙1」の2(1)に関すること

(事務職員について)

総務室人事グループ 伊大知、岡田 電話045-210-8034

(教育職員について)

教職員企画課企画労務グループ 野谷 電話045-210-8138

「別紙1」の2(2)に関すること

厚生課健康福利グループ 秋山、岡林 電話045-210-8170

新旧対象表

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

改定後	現行
<p style="text-align: center;">別添資料 3</p> <p style="text-align: center;">イベント等の実施の扱い</p> <p>新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針（令和2年2月18日 統括危機管理官等連名通知）では、 『不要不急のイベント等は、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討し、当初日程での実施が避けられないものは、県職員はマスク着用の上で対応、参加者には「手洗い、うがい、マスク」など感染防止を徹底させようで実施する。』こととした。 こうした中、令和2年2月25日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症対策の基本方針では、 「まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期である。」とされた。 そこで、令和2年3月31日（火）までに県が主催するイベント等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県民が参加するイベント等 不特定多数の方が集まるイベント等は、原則、中止又は延期とする。 ただし、開催せざるを得ないイベントは、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。 なお、卒業式、資格試験など、参加者が特定され、かつ、開催を中止・延期することが困難なものは、参加者に十分注意喚起を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。</p> <p>(2) 会議・研修等 不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。 なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">別添資料 3</p> <p style="text-align: center;">イベント等の実施の扱い</p> <p>新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針（令和2年2月18日 統括危機管理官等連名通知）では、 『不要不急のイベント等は、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討し、当初日程での実施が避けられないものは、県職員はマスク着用の上で対応、参加者には「手洗い、うがい、マスク」など感染防止を徹底させようで実施する。』こととした。 こうした中、令和2年2月25日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症対策の基本方針では、 「まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で極めて重要な時期である。」とされた。 そこで、令和2年3月15日（日）までに県が主催するイベント等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県民が参加するイベント等 不特定多数の方が集まるイベント等は、原則、中止又は延期とする。 ただし、開催せざるを得ないイベントは、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。 なお、卒業式、資格試験など、参加者が特定され、かつ、開催を中止・延期することが困難なものは、参加者に十分注意喚起を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。</p> <p>(2) 会議・研修等 不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。 なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。</p>

新旧対象表

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

改定後	現行
<p>※感染症拡大予防対策</p> <ul style="list-style-type: none">○発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ○参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）○入場時のアルコール消毒液の設置○濃厚接触解消の工夫	<p>※感染症拡大予防対策</p> <ul style="list-style-type: none">○発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ○参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）○入場時のアルコール消毒液の設置○濃厚接触解消の工夫

新型コロナウイルス感染症対策の強化について (案)

新型コロナウイルス感染症については、県内感染者の死亡や医療従事者の感染、感染経路が不明な感染者が県内で相次いで確認されるなど、感染拡大の様相を示していることから、下記のとおり対策の強化を図っている。

1 新型コロナウイルス感染症に対応する体制

(1) 危機管理対策本部への移行

県では、1月に我が国で最初の感染者が発生して以来、危機管理対策会議の下で、全庁で情報を共有し、対処してきたが、2月25日に国が基本方針を示したことなどを受け、2月26日から知事をトップとする危機管理対策本部に体制を移行し、全庁体制を強化した。

(2) 「新型コロナウイルス感染症対策部会（通称：対策チーム）」の設置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に迅速・的確に対応するため、県危機管理対策本部の下部組織として、全庁の協力のもと、新型コロナウイルス感染症への対応を専門に行う「神奈川県新型コロナウイルス感染症対策部会（通称：対策チーム）」を、3月2日（月）に設置し、実務レベルでの対応体制を強化した。

2 県民等からの相談体制

(1) 「帰国者・接触者相談センター」

新型コロナウイルス感染症の疑い例について電話相談を受け、医療機関への受診を調整するため、各保健福祉事務所・センターに設置している「帰国者・接触者相談センター」に加え、3月1日から、県庁内にセンターを設置し、感染の疑いのある県民の方が24時間相談できる体制を整えた。

平日昼間（8:30～17:15）は、各保健福祉事務所・センター設置の「帰国者・接触者相談センター」へ

平日夜間（17:15～8:30）及び休日は、県庁の「帰国者・接触者相談センター」へ

(2) 神奈川県新型コロナウイルス専用ダイヤル

新型コロナウイルスに関する一般的な相談を受け付けている。

平日休日 9:00～21:00 電話番号：045-285-0536

3 国の動向を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症を、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とする改正法が閣議決定され、13日にも制定施行される見込みとなっている。改正法が成立し、法に基づく政府対策本部が設置された場合、県は、法定の本部「新型インフルエンザ等対策本部」を設置する必要がある。

また、改正法に基づき、国が緊急事態宣言を発し、本県域が対象となった場合、県民の外出の自粛要請や、施設の使用制限、物資の売り渡しの要請や収容など、必要に応じた緊急事態措置を講ずることになる。

県は、法改正の後、政府の対策本部設置と同時に、法定の本部に移行、県行動計画を踏まえた対処を進める。また、緊急事態宣言などの動向を踏まえ、さらに本部体制の充実を図り、法に基づく対処に万全を期すこととする。

新型コロナウイルス感染症に 対する各局の取り組み

(令和 2 年 3 月 11 日)



新型コロナウイルス感染症に対するくらし安全防災局の対応

(令和2年3月10日12時現在)

1 危機管理対策会議等の開催

- 1/16(木) 危機管理対策会議幹事会 (各局副局長出席)
 - ・県内で患者発生に関する情報共有
- 1/24(金) 危機管理対策会議 (知事、副知事、局長出席)
 - ・専用ダイヤル設置等を情報共有
 - ・感染対策の関係団体への周知を各局に依頼
- 1/28(火) 危機管理対策会議幹事会 (各局副局長出席)
 - ・指定感染症等への指定に関する情報共有
 - ・指定感染症等への指定に関する関係団体への周知を各局に依頼
 - ・専用ダイヤルの対応状況
- 1/30(木) 危機管理対策会議幹事会 (各局副局長出席)
 - ・奈良県での患者発生に関する情報共有
- 2/3(月) 危機管理対策会議幹事会 (各局副局長出席)
 - ・国の動向等について
 - ・各局の取り組みについて
- 2/5(水) 危機管理対策会議 (知事、副知事、局長出席)
- 2/10(月) 危機管理対策会議 (知事、副知事、局長出席)
 - ・「ダイヤモンド・プリンセス号に係る神奈川県新型コロナウイルス対策本部」の設置について
- 2/18(火) 危機管理対策会議幹事会 (各局副局長出席)
 - ・新型コロナウイルスのまん延防止に向けた庁内向けの方針について
- 2/26(水) 危機管理対策本部会議 (知事、副知事、局長出席)
 - ・神奈川県新型コロナウイルス感染症対策の基本方針
 - ・新型コロナウイルス感染症対策の強化

2 局内各所属で対応した内容

(総務危機管理室)

- ・応接に消毒液を配置
- ・新型コロナウイルス肺炎専用ダイヤルで使用するテレビの貸与
- ・窓口業務等に従事する局内職員宛て注意喚起 (マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の感染症対策) (1/27)
- ・新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定に係る局内職員宛て周知 (1/28)
- ・局内各所属宛て新型コロナウイルス感染症に対する来庁者向けポスターの掲示依頼 (1/29、2/3)
- ・ダイヤモンド・プリンセス号活動支援員として局内救急救命士5名を派遣 (2/11、2/15～26) (災害対策課、消防課、くらし安全交通課、総合防災センター)

- ・新型コロナウイルス県内感染のまん延防止の取組方針を局内職員宛て周知 (2/18)
- ・新型コロナウイルス対策本部の活動場所として第二分庁舎6階臨時記者室を提供 (3/5)
- ・厚生労働省に対し「新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生用品の確保に関する緊急要望」を実施 (3/10)
- ・くらし安全防災局で備蓄しているマスク3万枚を福祉子どもみらい局と調整の上、県域市町村を通じて高齢者施設や放課後児童クラブ等へ配布 (3/11~)

(災害対策課)

- ・新型コロナウイルス肺炎専用ダイヤルコールセンターの場所提供(第二分庁舎6階)
- ・ブルーシートの備蓄と提供準備 (2/5)
- ・ブルーシート及びビブスの提供 (2/6)
- ・消毒液の配置及び課内職員への周知(手指洗いの励行、職員への体調不良等の早期申し出) (2/3)
- ・新型コロナウイルス対策本部の活動場所として第二分庁舎7階統制部室を提供 (2/13)

(消防課)

- ・執務室内に消毒液を配置
- ・感染症に対する来庁者向けポスターを掲示
- ・課内職員への周知(咳エチケット、手洗い、うがい等の徹底) (1/31)
- ・消防庁からの患者発生に係る事務連絡を県内消防本部に送付 (1/16)
- ・消防庁からの指定感染症等への指定に係る事務連絡を県内消防本部に送付 (1/28)
- ・消防庁からの政令施行期日の前倒し及び消防の対応に係る通知を県内消防本部に送付 (2/1)
- ・消防庁からの消防機関の具体的な対応に係る通知を県内消防本部に送付 (2/4)

(工業保安課)

- ・許認可申請窓口付近に消毒液を配置
- ・執務室内で加湿空気清浄機稼働
- ・指定感染症等への指定に関する情報を関係団体に通知し、会員等への周知を依頼 (1/29)
- ・関係団体に新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安等の資料を送付 (2/19)
- ・電気工事業法、電気工事士法の手続を原則郵送で受付できるよう地域Cと調整し、運用を変更 (2/28)

(くらし安全交通課)

- ・執務室内に消毒液を配置、常時換気
- ・感染症に対する来庁者向けポスターを掲示
- ・課内職員への周知(咳エチケット、手洗い、うがい等の徹底)

(消費生活課)

- ・所管する生活協同組合に対し、患者の発生に関する協力依頼を実施 (1/24)
- ・所管する生活協同組合に対し、指定感染症等への指定に関する周知を実施 (1/29)
- ・出入口3か所に来庁者向けの注意喚起ポスターを掲示
- ・かながわ中央消費センターに消毒液を設置
- ・課のツイッターにおいて、新型コロナウイルス感染症に関するツイートを実施(2/7、2/10)
- ・消費者庁からの新型コロナウイルス発生に伴うマスク等の不足に関する啓発資料を県内

市区町村への周知及び課のツイッターにおけるツイートを実施 (2/13)

- ・課のツイッターにおいて、トイレットペーパーの在庫が十分にある旨のツイートを実施 (3/2、3/9)
- ・新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関するツイートを実施 (3/3、3/9)
- ・消費者庁からの「衛生マスク」の転売が3月15日以降禁止され、違反者には罰則が適用される旨の事務連絡を県内市区町村への周知及び課のツイッターにおけるツイートを実施 (3/10)
- ・課で毎月発行している「かながわ消費生活注意・警戒情報」において、新型コロナウイルス感染症対策として「正しい手の洗い方」を掲載 (3/16 予定)

(温泉地学研究所)

- ・入口付近にせきエチケットや手洗いうがい励行に係る掲示を実施
- ・消毒液を配置
- ・見学者同士距離を取るよう注意喚起の掲示 (2/27)

(総合防災センター・消防学校)

- ・防災情報・体験フロアの委託事業者に受付業務の際、マスクの着用を依頼 (1/25)
- ・防災情報・体験フロアをはじめ、施設各所に消毒液を配置
- ・施設各所に手指消毒の励行に係る掲示を実施
- ・健康医療局からの依頼により、個人防護服を受入・保管 (3/10)

3 全国知事会の取組み

- ・新型コロナウイルス緊急対策会議の設置 (1/30)
全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長として黒岩知事が参加
- ・危機管理・防災特別委員会の開催 (2/5)
新型コロナウイルス感染症への全国知事会の対応について情報共有
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言の取りまとめと要望活動
全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長として黒岩知事が、飯泉徳島県知事（全国知事会会長）及び西脇京都府知事（全国知事会総務常任委員会委員長）とともに、次のとおり要望活動を実施
自民党（岸田自民党政務調査会長）、政府（杉田内閣官房副長官） (2/5)
- ・国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の決定を受け、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策会議（黒岩知事委員を含む）としてのコメント発表 (2/14)
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言の取りまとめ
（要望活動は飯泉徳島県知事（全国知事会会長）が次のとおり実施。
自民党（岸田政務調査会長）政府（高市総務大臣、加藤厚生労働大臣） (2/21)）
- ・国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定を受け、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策会議（黒岩知事委員を含む）として「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明」を発表 (2/25)
- ・同日、「全国知事会新型コロナウイルス緊急対策会議」を改めて「全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部」が設置され、第1回会議が開催。(2/25)
全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長として黒岩知事が副本部長の立場で参加

- ・「全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部」第2回会議が開催(3/5)
副本部長として参加し、神奈川県の方針等について発言

新型コロナウイルス感染症に係る政策局の対応について

(令和2年3月10日12時現在)

政策局

1 所管団体への情報提供

令和2年1月24日、1月28日に開催された危機管理対策会議幹事会の中での指示に基づき、「感染症対策に係る協力依頼」及び「指定感染症への指定に係る政令施行後に実施可能となる措置」について、下記の所管団体へ周知した。

《政策局所管団体》

- ・(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
- ・アクティオ(株)
- ・神奈川県行政書士会
- ・神奈川県市長会
- ・神奈川県町村会
- ・(株)湘南国際村協会
- ・(株)ブルックスホールディングス
- ・かながわ県民センター入所機関・団体

2 イベントの実施について

政策局所管のイベントについて、規模縮小・中止等の対応を適宜、実施。

3 所管施設の対応について

政策局所管の施設について、臨時休館・一部休所等の対応を適宜、実施。

《休館等の対応を実施している所管施設》

- ・公文書館(臨時休館)
- ・かながわ県民センター(一部休所)
- ・相模湖交流センター(一部休館)
- ・宮ヶ瀬やまなみセンター(一部休館)

4 その他の取組状況

・各所属の執務室等において、咳エチケット・手洗いの推奨に係るポスターの掲示等を実施。

- ・局内職員に対して、オフピーク通勤の実施を推奨。
- ・相談業務において、相談時のマスク着用等の感染対策を各団体へ依頼。

新型コロナウイルスに対する総務局の対応

(令和2年3月11日9時現在)

総務局

【県民向け関係】

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う使用料及び手数料の還付について(令和2年3月9日通知)

- 県立施設や指定管理施設において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設を休館とする場合や、利用者からキャンセルしたい旨の申し出があった場合など、使用若しくは役務の提供がされない、又はされなかった場合は、原則として使用料及び手数料を還付する旨の通知を行った。

2 個人事業税の申告期限の延長について

- 国は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、確定申告相談会場への来場を分散化するため、所得税等の申告納付期限を、令和2年4月16日(木)まで延長した。これに伴い、関連する県税である個人事業税についても国と足並みを揃え、申告期限の延長を行う。(3月11日告示)

【職員向け関係】

1 感染拡大防止に向けた全職員の拡大時差出勤・在宅勤務等の取扱いについて(令和2年3月2日通知)

- 本庁・出先機関の全職員が、朝の通勤ピーク時間(8時台)の通勤を回避できるように、拡大時差出勤、在宅勤務、特別休暇等の弾力的な取扱い及び子どもを連れての出勤について通知した。

2 感染予防対策(ドアノブ等の消毒)の実施について(令和2年3月4日通知)

- 各所属及び施設管理者に対し、不特定多数の人が触れるドアノブ、階段の手すり、エレベーターのボタンなどの消毒の実施、方法等について周知した。

3 県職員が感染した場合の基本的な対応について(令和2年3月2日、9日通知)

- 県職員が新型コロナウイルスに感染した場合、当該職員の行動記録や接触者リストの作成など所属における基本的な対応を周知した。

新型コロナウイルスに対する環境農政局の対応

1 当局所管団体（農林水産業関係団体、指定管理者、出資団体等）への周知

- ・令和2年1月24日(金)
感染症対策や県の相談窓口の設置等について周知
- ・令和2年1月28日(火)
指定感染症等への指定や感染症対策について周知

2 市町村等への周知

- ・令和2年1月29日(水)、2月5日(水)及び3月9日(月)
環境省からの通知に基づき、新型コロナウイルスが付着した感染性廃棄物の適正処理について周知
 - ①県内市町村及び一部事務組合へ周知
 - ②所管局を經由して医療機関等へ周知
 - ③(公社)神奈川県産業資源循環協会を經由して協会会員の廃棄物処理業者へ周知
 - ④県ホームページにより広く周知
- ・令和2年2月18日(火)
(公社)神奈川県産業資源循環協会からの要請に基づき、所管局を經由して、感染性廃棄物の適正な管理及び処理について医療機関等へ周知

新型コロナウイルス感染症に対する福祉子どもみらい局の対応

(令和2年3月10日12時現在)

福祉子どもみらい局

【対応状況】

1 社会福祉施設等への対応

- 面会制限のかかっている病院に要介護認定の調査員が入れず、要介護認定の有効期間内に更新することが難しい状況になっているとの市からの相談を受け、当県が国と調整し、要介護認定有効期間の延長について、全国的に臨時的な取扱いが認められた。
- 暮らし安全防災局で備蓄しているマスク 30,000 枚を、地域の市町村を通じて高齢者施設や放課後児童クラブ等に配布する。
 - ・ 各市町村におけるマスクの備蓄状況を踏まえ、備蓄の少ない市町村を中心に配布する。
 - ・ 各市町村へは、マスクの備蓄が特にひっ迫している施設の情報を提供し、備蓄が全くない施設を中心に配布を依頼する。

2 私立学校への対応

- 私立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業については、文部科学省の通知等及び県教育委員会の対応に係る記者発表資料を各私立学校へ送付。
- 一斉休業要請の対象となっていない幼稚園の対応については、文部科学省の事務連絡を各私立幼稚園へ送付。
- 私立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の休業状況は、令和2年3月9日（月）午前11時時点で98.9%。（一部の特別支援学校及び児童養護施設と一体となった小学校は、特段の配慮を行った上で、開校。）

3 その他

- 国からの事務連絡等については、随時市町村や所管する関係機関へ周知するとともに、市町村や関係機関からの相談についても適宜対応している。
- 令和2年2月26日付け「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を踏まえ、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた局の基本方針」を策定した。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた局の基本方針について
(3月15日までの対応)

- 1 職員向け対策
 - ・交代制以外の職場においては、原則として全職員が時差出勤、テレワーク等を活用し、朝の通勤ピーク時間（8時台）の通勤を回避する。
 - ・テレワークは、所属長判断で、最大、職員の5割までが実施可能とする。
 - ・臨時的任用職員は拡大時差出勤や休暇取得により、非常勤職員は始業・終業時刻の変更や休暇取得により対応する。
 - ・職員は出勤前に自宅で体温測定を行い、発熱が確認された場合は登庁しない措置を講ずる。
 - ・入所施設の職員は、感染防止対策を徹底する。
 - ・窓口など外部と接触する職員は、マスク着用、手指消毒等を徹底する。
- 2 来庁者向け対策
 - ・相談窓口等は、電話等による対応を優先する。緊急時は面談を行う。
 - ・各種申請等は、極力、相談は電話で対応するとともに書類は郵送による受付とし、ホームページで周知する。
 - ・入所施設については、緊急時を除き、面会を中止する。
 - ・通所、来所については、予約時に感染防止対策の注意喚起を行う。
- 3 学校を中心とした公共機関の扱い
 - ・私立学校、幼稚園等については、県教育委員会の方針を情報提供する。
- 4 イベント等実施の扱い
 - (1) 県民が参加するイベント等
 - ・県主催のものは原則、中止又は延期とし、共催のものは共催団体等と中止又は延期を調整する。
 - (2) 会議・研修等
 - ・資格取得に必要な研修、講習など、中止、延期や電子会議、書面開催が困難なものは、マスクや手指消毒等の感染症拡大予防対策を徹底した上で実施する。
- 5 所管施設への指導
 - ・所管施設に対しては、国の基本方針や所管省庁の通知に基づき、速やかに対応を行う。

新型コロナウイルス感染症に対する産業労働局の対応

(令和2年3月11日現在)

1 関係経済団体への周知・依頼

- (1) 令和2年1月24日(金) 産業労働局長名で新型コロナウイルスに関する次の事項について注意喚起を依頼
 - ・マスクの着用や手洗い等の感染対策
 - ・外国人観光客と接する場合の特段の注意
- (2) 令和2年1月24日(金) 総務室長名で新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に関して、次の事項について協力を依頼
 - ・咳エチケット等感染症対策の推奨
 - ・症状がある場合の医療機関への受診
 - ・事業所におけるマスクの着用への配慮
 - ・過剰な対応は慎んでいただくこと
- (3) 令和2年1月28日(火) 産業労働局長名で新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定に関する周知を依頼
- (4) 令和2年2月26日(水) 知事名で新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業との取引に関する配慮を要請
※別添1参照
- (5) 令和2年2月26日(水) 県内各金融機関に対し知事名で中小企業に対する金融の円滑化を要請 ※別添2参照

2 県内中小企業に対する「経営相談窓口」の設置

新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある県内中小企業・小規模企業を対象として、経営相談窓口を設置

- (1) 設置日 令和2年1月30日(木)
- (2) 設置窓口 金融課、(公財) 神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社) 商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会 45箇所
- (3) 相談状況 相談件数 435件 (3月5日(木) 17:00時点) ※別紙参照

3 県内中小企業に対する金融支援

新型コロナウイルスの流行により事業活動に影響を受けている県内中小企業に対して、金融支援を実施。(別添3参照)

(1) 売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】

・融資限度額 8,000万円

(2) 新型コロナウイルス対策特別融資(別枠)(セーフティーネット保証4号)

・融資限度額 2億8,000万円

(3) セーフティネット保証5号融資(別枠)

・融資限度額 8,000万円

○ 売上が20%以上減少の場合

(1)+(2) 合計 最大3億6,000万円

○ 売上が20%未満(5%以上)減少の場合

(1)+(3) 合計 最大1億6,000万円

新型コロナウイルス感染症に関する産業労働局の対応

(令和2年3月11日 危機管理対策本部会議資料)

■ 県内中小企業に対する「経営相談窓口」への相談状況

相談件数 (3/5 (木) 17時00分時点) 435件

※下線は前回から変更した箇所

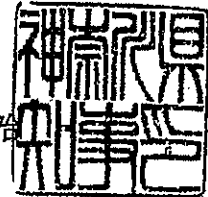
窓口	件数	主な相談内容
金融課	<u>74</u>	○ コロナウイルスの影響による売上減が顕著。支援融資について知りたい。(箱根の旅館)
商工会・商工会議所	<u>155</u>	○ コロナウイルスの影響で新事業展開のための機械が輸入できなくなった。
神奈川県信用保証協会 (各支店窓口)	<u>186</u>	○ コロナウイルスの影響で観光客が激減、宴会予約のキャンセル相次ぐ。(運転資金相談) ○ <u>スポーツイベントの運営業者において、イベントの中止・延期が相次いでおり資金繰りが厳しい。</u> (運転資金相談)
(公財)神奈川産業振興センター	<u>11</u>	○ 中国人従業員が武漢から戻れないため、新規に雇用したい。(融資相談)
神奈川県中小企業団体中央会	<u>7</u>	○ <u>客の減少により売上が減少し、金融機関に融資の相談をしている。休業補償等の助成金情報を教えてほしい。</u>
(公社)商連かながわ	0	
神奈川県商店街振興組合連合会	<u>2</u>	○ 他商店街の新型コロナウイルスへの対応状況を教えてほしい。
合計	<u>435</u>	

関係事業者団体代表者

各位

県内経済団体代表者

神奈川県知事 黒岩 祐浩



新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業との取引に関する配慮について

現在、感染が拡大している新型コロナウイルス感染症によって、中国に生産拠点を持つ企業や中国と取引のある企業を中心に機械部品等の輸入の遅延等による製造業のサプライチェーンへの悪影響、観光関連産業の売り上げ減少等、生産活動への影響が懸念されています。

本県では、経営相談窓口の設置や金融面での支援を行っているところですが、貴団体におかれましても、経営基盤の弱い県内中小企業者・小規模事業者に対するこれらの影響を最小限とするため、貴団体に所属する事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

- 1 取引事業者に対し、①通常支払われる対価より低い対価による取引代金の設定、②適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託など、負担を押しつけることがないよう、十分に御配慮いただきたい。
- 2 取引事業者が営業・生産に遅延や一時停止していることをもって、取引関係を解消することがないよう、十分に御配慮いただきたい。
- 3 今回の新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者が、事業活動を維持し、または今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう、十分に御配慮いただきたい。

以上

令和2年2月26日

一般社団法人 横浜銀行協会

会長 大矢 恭好 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



今般の新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業に対する金融
円滑化について（要請）

県政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき厚くお礼申
し上げます。

現在、感染が拡大している新型コロナウイルス感染症によって、中国に生産
拠点を持つ企業や中国と取引のある企業を中心に機械部品等の輸入の遅延等
による製造業のサプライチェーンへの悪影響、観光関連産業の売り上げ減少等、
生産活動への影響が懸念されています。

本県では、「経営相談窓口」を設置するとともに、神奈川県中小企業制度融
資の「売上・利益減少対策融資」に新型コロナウイルスの流行により影響を受
けている中小企業を融資対象に追加したところです。

貴協会におかれましては、従来から中小企業に対する金融の円滑化について、
種々の御協力をいただいておりますが、今般の新型コロナウイルスの影響を受
けている中小企業の実情に応じて、中小企業制度融資やプロパー融資での積極
的な支援と貸出手続きの迅速化、担保徴求の弾力的な取扱いなど、金融の円滑
化に、引き続き御対応くださいますようお願い申し上げます。

なお、貴傘下の金融機関に対しましても、別紙のとおり同様の趣旨の要請を
行っておりますので、御承知おきください。



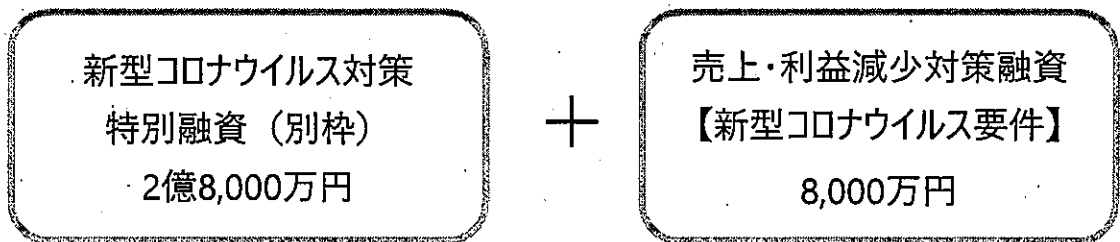
新型コロナウイルス感染症 により影響を受ける 中小企業の皆さまへ

- ◆ 新型コロナウイルス対策特別融資（別枠）
- ◆ セーフティネット保証5号
- ◆ 売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】

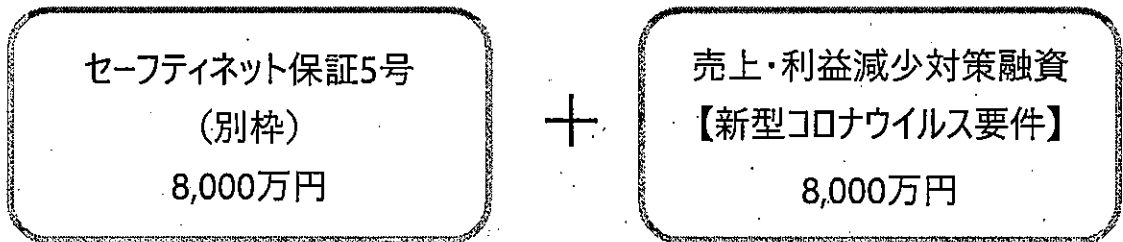


融資限度額

◆ 最近1か月の売上が前年同期より20%以上減少している方:最大3億6,000万円



◆ 最近1か月の売上が前年同期より5%以上20%未満減少している方:最大1億6,000万円



保証料負担を軽減

	通常
新型コロナウイルス対策特別融資（別枠）	1.00
セーフティネット保証5号	0.85
売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	0.45~1.52



補助後
0.60
0.68*
0.26~1.42

※ 従業員数が30人以下の場合に限ります。

最近1か月の売上高が前年同期より20%以上減少している方

◆新型コロナウイルス対策特別融資（別枠）

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる、セーフティネット保証4号の認定を事業所所在市町村から受けた中小企業者等									
融資限度額	2億8,000万円（別枠）									
融資期間	運転資金：10年以内 設備資金：15年以内（据置期間1年以内を含む）									
融資利率 （固定金利）	2年以内：年1.2%以内 2年超5年以内：年1.4%以内 5年超10年（15年）以内：年1.6%以内 注：カッコ内は設備資金の場合									
神奈川県信用保証協会の保証が必要（100%保証）										
信用保証料率	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	料率	0.60%								

最近1か月の売上高が前年同期より5%以上20%未満減少している方

	セーフティネット保証5号	売上・利益減少対策融資 【新型コロナウイルス要件】								
融資対象者	指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上高が前年同月の売上高に比べて5%以上減少しており、セーフティネット保証5号の認定を事業所所在市町村から受けた中小企業者等 注：2月以降、直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高の減少と売上高見込みを含む3か月の売上高の減少でも可能です。	新型コロナウイルスの影響により、原則として、最近1か月の売上高又は売上総利益額（粗利益）が前年同期比5%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高又は売上総利益額（粗利益）の合計が5%以上減少することが見込まれる中小企業者等								
融資限度額	8,000万円（別枠）	8,000万円								
融資期間	運転資金・設備資金：1年超10年以内 （据置期間1年以内を含む）	運転資金：10年以内 設備資金：15年以内 （据置期間1年以内を含む）								
融資利率 （固定金利）	1年超5年以内：年1.6%以内 5年超10年以内：年1.8%以内	2年以内：年1.2%以内 2年超5年以内：年1.4%以内 5年超10年（15年）以内：年1.6%以内 注：カッコ内は設備資金の場合								
神奈川県信用保証協会の保証が必要（80%保証）										
信用保証料率	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	料率	0.68%								
※ 従業員数30人超の場合、0.85%となります。										
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	料率	1.42	1.30	1.14	0.98	0.82	0.70	0.54	0.38	0.26

○本融資のお申込みは、以下の取扱金融機関へ

銀行 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、群馬、きらぼし、横浜、第四、山梨中央、北陸、静岡、スルガ、阿波、東日本、東京スター、神奈川、大光、静岡中央

信用金庫 横浜、かながわ、湘南、川崎、平塚、さがみ、中栄、中南、さわやか、芝、西武、城南、世田谷、多摩、山梨

信用組合・政府系金融機関 ハナ、神奈川県歯科医師、横浜幸銀、横浜華銀、小田原第一、相愛、商工組合中央金庫



本融資の問合せ
神奈川県 産業労働局 金融課

☎ (045) 210-5695

現在の新型コロナウイルスの状況を踏まえた
県教育委員会の対応（令和2年3月10日現在）

1 県立学校の休業期間

【継続】

- ・当初の計画どおり、春季休業（高校は3月20日から、特別支援学校は3月26日から）まで臨時休業とする。

【新規】

- ・ただし、休業期間が長期に及ぶため、あらかじめ定めている終業式の日を基本に登校日を設け、幼児・児童・生徒に対して必要な指導、連絡を行う。
- ・登校日の設定については、学年別等の登校日を設けるなどの工夫を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に万全を期す。
(特別支援学校にあっては、スクールバスの運行などにより対応)

2 社会教育施設の休館期間

【更新】

- ・3月4日から15日までとしている休館について、16日以降も当分の間、継続する。
- ・再開の時期については、別途判断する。

○ 審査・調整事件に係る期日変更

- ・ 2月26日～3月6日の間に調査・審問等の期日を予定しているもの 5件
うち、期日を延期したものは1件、残り4件は、延期は困難だが、出席者の
絞り込み、傍聴者の原則禁止を要請。

- ・ 3月9日以降に期日を予定しているもの

延期が困難な期日については、出席者の絞り込み、傍聴者の原則禁止を要請
する。また、熱のある方、体調のすぐれない方については、出席見合わせとと
もに、事務局への連絡を依頼。状況に応じ、期日を延期する。

○ 総会の中止

3月6日(金)に予定している総会は中止。

※ 同日予定している公益委員会議は実施。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 「新型コロナウイルス感染症対策の見解」

2020年3月9日

この専門家会議は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の下、新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うために設置されました（令和2年2月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。この見解は、新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班が分析した内容に基づき、専門家会議において検討した結果をまとめた見解です。

現在までに明らかになってきた情報をもとに、我々がどのように現状を分析し、どのような内容について政府に助言をしているかについて、市民に直接お伝えすることが専門家としての責務だと考え、この見解をとりまとめています。この内容はあくまでも現時点の見解であり、随時、変更される可能性があります。

1. 感染拡大の防止に向けた日本の基本戦略

専門家会議では、日本で新型コロナウイルスに対応するための基本的な考え方を、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大の効果を最大限にするという方針とし、政府に助言をしてきました。その具体的な戦略は「クラスター（集団）の早期発見・早期対応」、「患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「市民の行動変容」という3本柱であると考えています。この戦略は世界保健機関（WHO）の推奨する戦略とも一致しており、既にシンガポールや香港などで実施されているのと同様の戦略です。

一方、日本よりも急速に感染が拡大してしまった国では、日本のような戦略のみでは感染拡大を抑えることができず、人々の行動を大幅に制限する戦略を取らざるを得ない状況になっています。

日本では、医療機関が高い医療水準を誇っており、地方公共団体や保健所の高度な調査力があります。今後の感染拡大に備えて、これらの機関の体制を強化し、広域での連携や情報共有をすることは不可欠です。

そして、日本には、市民のみなさまの強い協力意識があります。この戦略を確実に実行するためには、市民のみなさま一人一人が二次感染を防ぐための行動にご協力いただくことも欠かせません。

我々が提案する基本戦略は、これらがそろって、はじめて実現できる戦略ですが、後述するように、日本の状況はこの戦略により感染拡大のスピードを抑えられる可能性もあります。そのため、専門家会議としては、当面の間、この戦略を強化すべきであると考えています。

2. 現在の国内の感染状況

現時点において、感染者の数は増加傾向にあります。また、一定条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が、全国各地で相次いで報告されています。

しかし、全体で見れば、これまでに国内で感染が確認された方のうち重症・軽症に関わらず約80%の方は、他の人に感染させていません。また、実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団のある時点における、1人の感染者から二次感染させた平均の数）は日によって変動はあるものの概ね1程度で推移しています。感染者や濃厚接触者の方々、地方公共団体や保健所の皆様、厚生労働省対策本部クラスター対策班の連携と多大な努力が実り、現時点までは、クラスター（集団）の発生を比較的早期に発見できている事例も出てきています。これは、急激なペースで感染者が増加している諸外国と比べて、感染者数の増加のスピードを抑えることにつながっています。

2月24日に公表した専門家会議の見解において、我々は、「これから1-2週間で急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります」と述べましたが、以上の状況を踏まえると、本日時点での日本の状況は、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度、持ちこたえているのではないかと考えます。

しかしながら、感染者数は、一時的な増減こそあれ、当面、増加傾向が続くと予想されます。また、後述するように、感染の状況を把握するためには、約2週間程度のタイムラグを生じ、すべての感染状況が見えているわけではないので、依然として警戒を緩めることはできません。専門家会議としては、現在、北海道で行われている対策の十分な分析が完了し、さらに他の地域の状況の確認などをしたうえで、全国で行われている対策も含め、我々の考えを政府にお伝えしたいと考えています。

3. 重症化する患者さんについて

中国からの2020年2月20日時点での報告では、感染が確認された症状のある人の約80%が軽症、13.8%が重症、6.1%が重篤となっています。また、広東省からの2020年2月20日時点の報告では、重症者125名のうち、軽快し退院したものが26.4%、状態が回復しつつある者が46.4%となっています。

日本国内では、2020年3月6日までに、感染が確認された症状のある人366例のうち、55例(15%)は既に軽快し退院しています。重症化する患者さんも、最初は普通の風邪症状（微熱、咽頭痛、咳など）から始まっており、その段階では重症化するかどうかの区別をつけるのは、依然として難しい状況です。

日本では、死亡者数は大きく増えていません。このことは、限られた医療資源のなかであっても、日本の医師が重症化しそうな患者さんの多くを検出し、適切な治療をできているという、医療の質の高さを示唆していると考えられます。今後も死亡者数の増加を抑えるために、日本の医療提供体制を強化する必要があります。

重症化する患者さんは、普通の風邪症状が出てから約5～7日程度で、症状が急激に悪化し、肺炎に至っています。重症化する患者さんの場合は、入院期間が約3～4週間に及ぶことが多いです。

また重篤の方の場合は、人工呼吸器による治療だけでなく、人工心肺を用いた集中治療が必要になることがあります。

4. 北海道における、「人と人との接触を可能な限り控える」対策について

北海道では、急速な感染拡大を収束に向かわせることを目的として、2020年2月28日に「新型コロナウイルス緊急事態宣言」が知事より示されました。道民のみなさまには、基本戦略への対応に加えて、現在、「人と人との接触を可能な限り控えること」にも多大なご協力をいただいています。

こうした対策の効果を検討するための最初のデータが得られるまでには、まだ時間を要します。この感染症の感染から発病に要する潜伏期間の平均値は約5日間であり、発病から報告までに要する平均時間は約8日間であることが知られており、我々が今日見ているデータは、その約2週間前の新規感染の状況を捉えたものであるというタイムラグがあるためです。そのため、北海道での対策については、北海道での緊急事態宣言から少なくとも約2週間後からでなければその効果を推定することが困難です。その後、複数の科学的な指標（感染者数の変化、実効再生産数、感染源（リンク）が明確な患者数）を用いて、約1週間程度かけて、この対策の効果を判断し、3月19日頃を目途に公表する予定です。

5. 今後の長期的な見通しについて

国内での急速な感染拡大を抑制できたとしても、世界的な流行を完全に封じ込めることはできません。

先週まで報告が少なかった諸外国において、患者数が急増しています。これまで渡航の制限がなかった諸外国や国内の人々との間の往来や交流が既に積み重ねられています。しかし、全ての感染源（リンク）が追えているわけではないので、感染の拡大が、既に日本各地で起きている可能性もあります。よって、今回、国内での流行をいったん抑制できたとしても、しばらくは、いつ再流行してもおかしくない状況が続くと見込まれます。また、世界的な流行が進展していることから、国外から感染が持ち込まれる事例も、今後、繰り返されるものと予想されます。

新型コロナウイルス感染症は、人々が気づかないうちに感染し、感染拡大に重大な役割を果たすという特徴があるため、クラスター（集団）を早期に発見し、早期に対応できる体制の確立が不可欠だと考えています。

今後、急速な感染拡大が予想される地域では、その地域ごとに「人と人との接触を可能な限り控える」対策を進め、収束に向かえば、比較的、感染拡大のリスクの低い活動から解除するなど、社会・経済活動の維持と感染拡大防止のバランスを取り続けるような対策を繰り返すことが、長期にわたって続くと予想されます。

WHOは、今回の新型コロナウイルス感染症の地域ごとの対策を考えるために、3つの異なるシナリ

オ（3Cs）を考えるべきとしています。つまり、それぞれの地域を1）感染者が他地域からの感染者に限定されている地域（Cases）、2）クラスターを形成している地域（Cluster）、3）地域内に広範に感染者が発生している地域（Community Transmission）、の3つに分類して対応を考えることが必要だとしています。また、WHOからそれぞれの地域の詳しい定義は提示されていませんが、厚生労働省のクラスター対策班でこれらの地域ごとの流行状況を決める指標とそれぞれのシナリオに応じた対策についての指針を作成しています。

専門家会議としては、この指針と北海道での対策の効果をもとに、全国各地での対応を検討し、報告する予定です。また、クラスター（集団）の早期発見・早期対応が長期的にわたって持続できる体制の整備が急務だと考えています。保健所については、労務負担を軽減すべく、帰国者接触者相談センターの機能について保健所以外の担い手を求めるなど、早急に人的財政的支援策を講じるべきだと考えます。また、地方公共団体や保健所の広域での連携及び情報共有が必要です。医療提供体制については、さらなる感染拡大に備え、対応にあたる一般医療機関や診療所を選定し、その体制を強化していく支援をすべきだと考えます。

6. みなさまにお願いしたいこと

これまでに明らかになったデータから、集団感染しやすい場所や場面を避けるという行動によって、急速な感染拡大を防げる可能性が、より確実な知見となってきました。これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場です。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられます。そのため、市民のみなさまは、これらの3つの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとってください。

ただし、こうした行動によって、どの程度の感染拡大リスクが減少するかについては、今のところ十分な科学的根拠はありませんが、換気のよくない場所や人が密集する場所は、感染を拡大させていることから、明確な基準に関する科学的根拠が得られる前であっても、事前の警戒として対策をとっていただきたいと考えています。

専門家会議としては、すべての市民のみなさまに、この感染症との闘いに参加して頂きたいと考えています。少しでも感染拡大のリスクを下げられるよう、別添の「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生リスクが高い日常生活における場面についての考え方」を参考にいただき、様々な場所や場面に応じた対策を考え、実践していただきたいと考えています。どうかご協力をお願いいたします。

事業者の方へのお願い

事業者の皆様におかれましては、既に感染拡大のリスクを防ぐために様々な対策をとっておられることと思いますが、別添の「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」を参考にしてください。そして、どのような対策を取っておられるかをぜひ積極的に市民に情報共有してください。そのことが市民にとって、施設や各種サービス等の利用しやすさの判断につながると考えています。どうかご協力をお願いいたします。

【感染拡大のリスクを防ぐための参考となるウェブサイト】

首相官邸「新型コロナウイルスお役立ち情報」

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html

厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.ht](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

ml

以上

2020年3月9日

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い 日常生活における場面についての考え方」

新型コロナウイルスに対する地域での対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。感染していると知らずに多くの人々と接触することで、感染を拡大してしまう可能性があります。そのため、感染拡大の機会を減らすために、多くの人が接触するような機会をできるだけ作らないようにする必要があります。

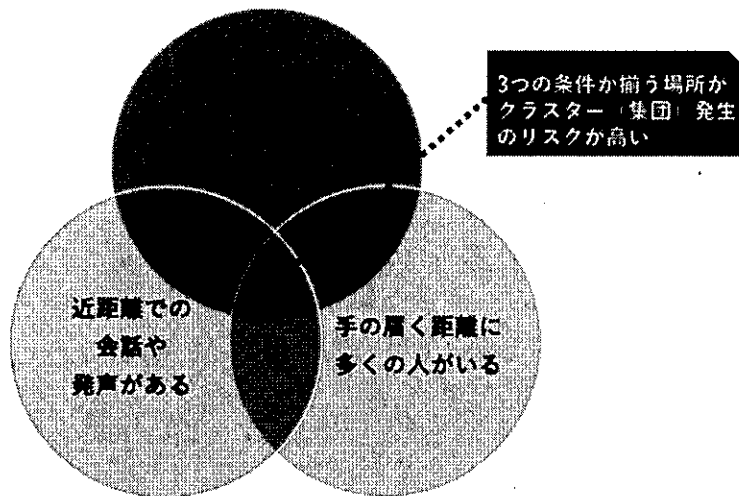
クラスター（集団）の発生のリスクの高い場面では、一人の感染者が多くの感染者を生み出し、それが大きなクラスター（集団）の発生につながる場合があります。海外では多くの人が集まる行事に伴い大規模なクラスター（集団）の発生が報告されています。

この文章は、新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班が分析した内容に基づき、専門家会議がクラスター（集団）の発生の防止に向けて、広く情報を共有することを目的としています。なお、これまでの知見、エビデンスは限られており、感染経路については不明な点も多く、適宜、変更される可能性があります。

これまでクラスター（集団）の発生が確認された場面とその条件

これまで感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間、②人が密集していた、③近距離での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場です。こうした場ではより多くの人々が感染していたと考えられます。

これら3つの条件がすべて重ならないまでも1つないし2つの条件があれば、なにかのきっかけに3つの条件が揃うことがあります。例えば、満員電車では、①と②がありますが③はあまりなされません。しかし、場合によっては③が重なることがあります。また、一連の活動のなかで多くの時間は3つ条件が揃わなくても、あるときにはそうした機会があることがあります。例えば通常の野外スポーツをしている際には3つの条件は揃いませんが、着替えやミーティングにおいては①から③の条件が重なることがあります。そのため、3つの条件ができるだけ同時に重ならないようにすることが対策となります。



また、上記の条件の他に、共用の物品を使用していたという場面もあります。こうした状況では接触感染がおこる場合があります。

これまで、換気の悪い閉鎖空間で人が近距離で会話や発語を続ける環境、例えば、屋形船、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等での発生が疑われるクラスターの発生が報告されています。

なお、不特定多数が参加するイベントは、感染拡大のリスクが高いだけでなく、クラスターが発生したときに感染源の特定、接触者調査が困難となり、クラスターの連鎖につながるリスクが増します。イベントの特徴に応じて可能な場合には、主催者があらかじめ参加者を把握できているほうが感染拡大のリスクを下げるすることができます。

クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則

1. 換気を励行する：窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行します。ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはまだ十分にありません。
2. 人の密度を下げる：人が多く集まる場合には、会場の広さを確保し、お互いの距離を1-2メートル程度あけるなどして、人の密度を減らす。
3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける：周囲の人が近距離で発声するような場を避けてください。やむを得ず近距離での会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するかします。

これらに加えて、こまめな手指衛生と咳エチケットの徹底、共用品を使わないことや使う場合の十分な消毒は、感染予防の観点から強く推奨されます。

以上

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー 第2弾 ー (ポイント)

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う(財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円)。
- 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- 感染拡大防止策**
 - クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
 - 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助
- 需給画面からの総合的なマスク対策**
 - ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
 - 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
 - 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
 - マスクメーカーに対する更なる増産支援
- PCR検査体制の強化**
 - PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
 - PCR検査を保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)
- 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速**
 - 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
 - AMED等の活用による治療薬等の開発加速
- 症状がある方への対応**
 - 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底
- 情報発信の充実**
 - 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)
 - 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

- 保護者の休暇取得支援等**
 - 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)
 - 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方：日額4,100円)
- 個人向け緊急小口資金等の特例**
 - 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)
- 放課後児童クラブ等の体制強化等**
 - 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
 - ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援
 - 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)
- 学校給食休止への対応**
 - 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
 - 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援
- テレワーク等の推進**

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

- 雇用調整助成金の特例措置の拡大**
 - 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、1月週及適用
 - 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等
- 強力な資金繰り対策** ※緊急対応策関連の金融措置：総額1.6兆円規模
 - 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000億円規模)し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
 - 信用保証協会によるセーフティ4号(100%・5号(80%)、危機関連保証(100%))
 - 日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サブプライチエーン再編支援(2,040億円)
 - 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請
- サブプライチエーン毀損への対応**
 - 国際協力銀行(JBIC)の「成長投資アシリティ」等の活用(最大5,000億円規模)
 - DBJによる国内サブプライチエーン再編支援(再掲)
- 観光業への対応**
 - 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
 - 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討
- 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化**

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

- 新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)**
 - 新型コロナウイルス感染症に新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法を適用
- 水際対策における迅速かつ機動的な対応**
 - 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応
- 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等**
 - 確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)、運転免許の更新の臨時措置等
 - 公共工事等の柔軟対応(工期の延長等)や繰越の弾力的対応
- 国際連携の強化**
 - WHO等による緊急支援への貢献
- 地方公共団体における取組への財政支援**

〔令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部〕

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月13日に、第1弾として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定し、帰国者等への支援、水際対策、国内感染対策などを中心に、予備費103億円を含む総額153億円の対応策を実行している。また、同25日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策等を取りまとめた。

現在、新型コロナウイルス感染症は世界全体に広がりつつあり、日本国内においても、一部の国に見られるような大規模な感染の拡大傾向にはないものの、連日、感染者が確認される状況にあり、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえれば、国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期にある。まずは、国内における感染拡大を防止するため、政府として万全の対応を行い、患者増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の早期終息を目指す。

子どもたちの健康と安全を第一に考え、政府として、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について、臨時休業の要請を行ったところであるが、これに伴って生じる諸課題に対しては、本対応策に基づき責任を持って対応する。

また、今回の新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響に対しては、事業規模26兆円の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を着実に実行するとともに、雇用の維持と事業の継続を当面最優先に、全力を挙げて取り組む。このため、今回の感染拡大によって経済的な影響を受けた事業者や、政府の要請を受けてイベントや営業等を中止した事業者について、強力な資金繰り支援をはじめ、地域経済に与える影響にも配慮し、年度末の状況等を踏まえつつ、必要な対策を講ずる。

こうした方針の下、緊急対応策第1弾（153億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円（一般会計2,295億円、特別会計420億円）の活用により、緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を講ずる。あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分に注視し、必要な対策を躊躇なく講じていく。

2. 緊急対応策

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

○ 感染拡大防止策

感染流行の早期終息に向けては、基本方針に示すとおり、クラスター（集団）が次のクラスターを生み出すことを防ぐことが極めて重要であり、感染拡大防止により、患者の増加スピードを可能な限り抑制する。現状においては、専門家会議の見解を踏まえれば、感染拡大のスピードを抑制することは可能であり、国内の感染拡大防止のために、クラスター対策の専門家の地方公共団体への派遣をはじめ、あらゆる手段を尽くす。

こうした考え方の下、大規模感染のリスクを回避するため、令和2年2月26日に、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、中止等を要請したところである。

また、子どもたちへの感染事例も発生し、各地域において感染拡大を防止する努力がなされている中、子どもたちの健康・安全を第一に考え、教職員も含め日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備え、学校から新たにクラスターが発生する事態を避けるため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について、春休みまでの臨時休業を要請した。

さらに、乳幼児や、重症化リスクが高いと考えられる高齢者、障害者についても、十分な感染拡大防止策を講ずる必要がある。介護施設や障害者施設、保育所等における消毒液購入や、施設の消毒等の感染拡大防止に必要な費用を補助（補助率：介護施設2/3等）する。

このほか、全国の鉄軌道事業者、自動車運送事業者、航空事業者や海事関係事業者等に対し、従業員の感染症対策の徹底、一般向け感染症対策の周知、駅やターミナルにおける消毒液の設置、テレワークや時差出勤の呼びかけ等を要請する。また、宿泊施設や飲食店等において、ビュッフェスタイルの食事を安全に行うための考え方を提示する。

○ 需給両面からの総合的なマスク対策

マスクについては、緊急対応策第1弾により、国内企業への設備投資支援を行ったところであるが、令和2年3月3日には、感染拡大防止策が特に必要と考えられる都道府県のうち、感染者の広がりが見られる市町村の住民に対して、国がマスクを一括して購入し、各世帯に緊急に直接配布する取組を開始したところである。現下の品薄状態を踏まえ、

こうした取組を更に充実し、需給両面から総合的なマスク対策を講ずる。

需要面では、インターネット等においてマスクが高額で取引される事例が報告され、こうした転売を目的とした購入が、店頭におけるマスクの品薄状態に拍車をかけている、との指摘があることから、国民生活安定緊急措置法を適用し、こうしたマスクの転売行為を禁止する。

供給面では、医療現場をはじめ、特に感染拡大防止の観点から必要な場所へのマスク供給を抜本的に強化する。

まず、介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどの現場におけるマスク不足の解消を図るため、再利用可能な布製マスクを、国が一括して2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも1人1枚は行きわたるよう、十分な量を緊急に配布する。

同時に、医療機関向けのマスクについて、国内メーカーに増産を要請するとともに、海外からの輸入を拡大することにより、まず、1,500万枚を国が購入して確保し、地方公共団体などを經由して、必要な医療機関に対しマスクの優先配布を行う。こうした取組とあわせ、地方公共団体からの要請に基づき、メーカーと卸業者により医療機関向けのマスクの優先配布を行う仕組みを継続することで、マスク不足によって医療現場に支障が生じないよう万全を期す。

さらに、マスクメーカーに対する更なる増産支援（補助率：中小企業3/4、大企業・中堅企業2/3）も行い、国内市場へのマスク供給量の一層の積み増しを図る。

今後も、マスクの需給状況を十分に注視しながら、国民不安の解消に向けて、必要な対策を果敢に講じていく。

また、マスク以外の物資についても、国民の間で円滑な供給について不安が広がっている場合には、正確な情報提供、転売禁止も含め、必要な対応を行う。

○ PCR検査体制の強化

帰国者・接触者外来等において、医師が診断のために検査が必要と判断した全ての方がPCR検査を受けることができるよう、体制を強化する。

緊急対応策第1弾により、国立感染症研究所のみならず、地方衛生研究所、民間検査機関等の検査体制構築を行った結果、1日約6,200件を超える検査能力を確保しているところであるが、民間検査機関等へ

の検査設備の導入を支援（補助率：1／2）し、本年3月中に1日最大7,000件程度に拡大させる。

また、PCR検査の時間短縮を可能とする迅速ウイルス検出機器の検査精度等に関する実証や操作性の確認を行い、本年3月中の利用開始を目指す。

加えて、必要なPCR検査が各地域で確実に実施できるよう、検査実施の広域融通を国が仲介する。

さらに、PCR検査について保険適用とし、民間の検査も十分活用できる体制を構築する。その際、引き続き自己負担分が生じないように、公費で補助する。

○ 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

感染拡大防止と同時に、国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者対策を中心として医療提供体制を強化する。

現在、全国で2,000を超える感染症病床が存在するが、感染症指定医療機関や国立病院機構などの公的医療機関等を最大限活用し、緊急時には5,000を超える病床を確保しており、引き続き必要な病床の確保を進める。

また、重症者に対して適切な入院医療を提供できるよう人工呼吸器等の導入など、地域における医療提供体制の整備等を支援する（補助率：1／2）等、必要な措置を講ずる。

あわせて、感染拡大の懸念等から健康不安に関して遠隔で医師に相談したいというニーズに対処するため、遠隔健康医療相談窓口を設置する。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対する治療薬等について、AMEDの研究費や厚生労働科学研究費といった各種研究費制度を十分に活用し治療薬の有効性確認等の研究を順次拡大するとともに、ワクチンや簡易検査キットの早期開発に向けた取組を進める。

○ 症状がある方への対応

健康保険制度における傷病手当金の支給が円滑に行われるよう、発熱などの自覚症状があり自宅療養を行った場合も対象となるなどの取扱いを明確にし、周知徹底する。国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う。

○ 情報発信の充実

新型コロナウイルス感染症の発生状況、手洗い等の感染予防の方法、典型的な臨床情報のほか、受診・検査体制や医療提供体制等を、厚生労働省のホームページや政府広報などにより、国民や企業、地方公共団体など様々な主体にわかりやすく情報提供するとともに、重症者の割合や回復した事例等も含めて積極的な広報を展開する。また、在留外国人、外国人旅行者に対して、多言語で適切迅速な情報提供を行うことに加え、地方公共団体が設置する一元的相談窓口において、在留外国人に対して新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や相談対応を多言語で行うための特別な体制をとる場合に要する経費について、各地方公共団体に対する交付限度額（運営費）を倍額まで増額する。

あわせて、在外公館、日本政府観光局（JNTO）などを通じ、SNSも活用し、我が国の状況や政府の取組に関する情報を、透明性をもって国外に対して適時適切に発信し、正確な理解を得ることに努める。

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

○ 保護者の休暇取得支援等

小学校等の臨時休業により、職場を休まざるを得なくなった保護者や、そうした従業員を抱える事業者などを支援し、休みが取りやすい環境の整備を強力に進める。

このため、正規雇用・非正規雇用を問わず、今回の政府の要請を踏まえ、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業に対する助成金（助成割合は10/10。ただし、日額上限8,330円。）を創設する。個人で就業する予定であった方にも、業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの要件を満たす場合に支援を実施することとし、臨時休業した小学校等の子の保護者がこのために就業できなかった日数に応じて定額（4,100円/日）を支援することとする。

また、小学校等の臨時休業に伴い、教職員等について業務内容や勤務場所、勤務方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事させ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図ることを検討するよう、地方公共団体に要請する。

看護職員の代替職員の確保のため、業界団体へ代替職員の派遣調整

に関する事務を委託するとともに、保育士、介護職員等の応援職員の確保のため、応援職員の派遣調整等を行う都道府県を支援する。

○ 個人向け緊急小口資金等の特例

生活福祉資金貸付に特例を設け、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯を対象とし、一時的な資金が必要な方（主に休業された方）には緊急小口資金により10万円以内、特に、休暇取得支援の助成金の対象とならない方を含め、小学校等の休業等の影響を受けた世帯等に対しては20万円以内を貸し付けるとともに、据置期間、償還期限を延長する。また、生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等）については、総合支援資金により、例えば2人以上の世帯では月20万円以内を貸し付け、据置期間を延長するとともに、保証人がなくても無利子とする。あわせて、今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとする。

○ 放課後児童クラブ等の体制強化等

子どもの居場所の確保について、保護者の経済的負担を十分に軽減しつつ、子どもたちの安全が確保されるよう、必要な支援を行う。

放課後児童クラブ等については、長期休暇と同様、午前中からの開所のほか、支援の単位（クラス）の増加に対応できるよう、追加的に発生する経費については、国費により支援する（国庫負担割合10/10）。また、教室等を利用し、小学校の教職員にも協力を得る。放課後等デイサービスについても同様に支援する。

ファミリー・サポート・センター事業を利用した際の利用料の減免分についても国費により支援する（国庫負担割合10/10）。また、事業主拠出金による企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、本年3月は割引券の使用枚数の上限を引き上げる（月24枚→月120枚）。

あわせて、家庭での学習を行う児童生徒の学びの支援や心のケア等のため、公立学校における加配教員や学習指導員、スクールカウンセラー等の活用を支援する。

○ 学校給食休止への対応

学校給食の休止に関しては、令和2年3月2日から春休みまでの臨時休業期間中の学校給食費（食材費）について、保護者の負担とならないよう、返還等を行うことを学校設置者に要請する。臨時休業及び上記

要請の実施に伴い、地方公共団体等の学校設置者の負担となる学校給食費に相当する費用について支援を行う（補助率：公立3／4等）。

また、学校給食関係の事業者について、給食再開に向けた安全・安心の確保と食品ロス対策のための支援をきめ細かく行うこととする。

具体的には、

- ・ 給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む。）に対する、今後の給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入の支援（定額（全額公費負担））
- ・ 食品納入業者・生産者等に対する、学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等についての、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援及び販路が確保できない場合の慈善団体等への寄付のための輸送費等の支援（定額（全額国庫負担））
- ・ 酪農家に対する、学校給食用のために納入を予定していた生乳をバター・脱脂粉乳等の乳製品向けに販売する場合の、既存の加工原料乳生産者補給金制度を活用してもなお生じる価格差の支援及び加工施設への輸送費の支援（定額（全額国庫負担））
- ・ 乳業メーカーに対する、脱脂粉乳の保管余力がないために既存在庫を飼料用に用途変更して販路を拡大する場合に要する経費の支援及び既に生産してしまった学校給食用牛乳をやむを得ず廃棄した場合の処分費用の支援（定額（全額国庫負担））

を行う。

○ テレワーク等の推進

今回の学校の休業要請に伴い、保護者が家にとどまりつつ仕事を行う場合が増えることも想定される。感染拡大防止の観点も含め、今回の感染症対応の機会を捉え、そうした場合でも勤務が可能となるよう、テレワークを強力的に推進し、新たな働き方のモデルを定着させる。

このため、「時間外労働等改善助成金（テレワークコース）」について、新型コロナウイルス感染症対策のための今年度からの申請を可能とする特例的なコースを新設し、新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対し、その経費を補助する（支給上限額：1企業あたり100万円）。また、中小企業生産性革命推進事業において、事業継続力強化の観点から、出社が困難な場合でも自宅等で業務が可能となるテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援するほか、テレワークの導入を図る企業に対するICT専門家の無料相談対応を推進する

など、企業のテレワーク環境整備を支援する。

また、中央官庁においても、全省庁的に、必要な機器の増設等、テレワーク環境の整備を強力に実施するとともに、地方公共団体におけるテレワークの推進等についても要請する。

あわせて、時差出勤についても強力に推進するとともに、労働者が利用できる特別休暇制度を整備した中小企業等に対し、その経費を補助する。

働き方改革に関する中小企業等への監督指導に当たっては、閣議決定にある「労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮」に、新型コロナウイルスの発生や感染拡大が中小企業等に与える影響が入ることを明確にし、周知徹底する。

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

○ 雇用調整助成金の特例措置の拡大

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じている。その場合でも雇用が維持され、国民生活の安定が保たれるよう、雇用調整助成金の特例措置を大幅に拡大する。

具体的には、

- ・ 支給要件緩和の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主に拡大するとともに、助成対象となる事業主が行う感染拡大防止に資する従業員の一斉休業や濃厚接触者となった従業員に命令した休業が対象となることを明確化する
- ・ 他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、その期間中、特例的に生産指標が低下したとみなすとともに、助成率を引き上げる（助成率：中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3）ほか、正規雇用・非正規雇用を問わず助成の対象とする
- ・ 支援については本年1月に遡って実施する

等の措置を講ずる。

また、窓口の体制の充実等を図る観点から、全都道府県労働局に特別労働相談窓口を開設し、年度末の状況等を踏まえつつ、事業主等からの休業手当、助成金等に関する相談をワンストップで迅速かつ円滑に受け付ける。

なお、前出の個人向け緊急小口資金等の特例により、フリーランス、

個人事業主の方等も含め、資金貸付の据置期間や償還期限の延長、償還免除の措置を設けることとし、雇用調整助成金とともに、セーフティネットを強化する。

○ 強力な資金繰り対策

各種イベントの自粛による影響を含め、地域経済にもたらされる影響を乗り越え、事態の終息の後、再度事業を成長の軌道に乗せていくため、中小・小規模事業者を中心に、日本政策金融公庫等による総額 1.6 兆円規模の金融措置を講ずる。

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫等において、既に確保した緊急貸付・保証枠の拡充（5,000 億円規模→6,000 億円規模）に加え、売上高が減少している等の中小・小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度を設け、新たに 5,000 億円規模の融資枠を確保し、据置期間を最長 5 年間とするなど、中小・小規模事業者の実情に即したものとする。さらに、フリーランスを含む個人事業主や売上高が急減している中小・小規模事業者については、信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子化する。これらは緊急対応策第 1 弾で講じた 5,000 億円の資金繰り対策も含め、遡って適用する。

同時に、大規模災害での対応と同様に、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に別枠を措置し、金利を 0.9%引き下げ、小規模事業者に対して手厚い資金繰り支援を実施していく。

あわせて、セーフティネット保証 4 号及び 5 号を発動し、信用保証協会により、一般保証とは別枠で、要件に応じて融資額の 100%（地域を指定する 4 号）又は 80%（業種を指定する 5 号）を保証する。さらに、全国の中小・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、融資額の 100%を保証する危機関連保証を初めて発動し、保証枠の更なる別枠を措置する。

農林漁業者の資金繰りについても、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による融資について、実質無利子化、実質無担保での貸付けを行うなど、万全の対応を行う。医療・福祉事業者が新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した場合の資金繰りについても、福祉医療機構による融資について、無利子、無担保等の優遇を行うなど、万全の対応を行う。

さらに、影響の広がりや深刻さを踏まえ、指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫による危機対応業務等を実施し、中小企業だけでなく、中堅・大企業を含めた企業の資金繰りに万全を期す。

これにより、中堅・大企業については、資金繰りや生産拠点の国内回帰を含めたサプライチェーンの再編を支援するため、2,040億円の金融措置を講ずる。

あわせて、財務省、中小企業庁等の関係省庁から、政府系金融機関、信用保証協会に対して、特に小規模融資については思い切った手続きの簡素化をするなど資金繰り支援に向けた丁寧かつ迅速な対応や、事業者からの返済緩和のための条件変更の要望等への柔軟な対応を要請する。

民間金融機関に対しては、令和2年3月6日に新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更迅速かつ柔軟に対応すること等を要請した。金融庁においては、民間金融機関における事業者の資金繰り支援の促進を、当面の検査・監督の最重要事項とし、特別ヒアリングを実施する。また、条件変更等の取組状況の報告を求め、その状況を公表する。

○ サプライチェーン毀損への対応

中小企業生産性革命推進事業によるサプライチェーン毀損等に対応するための設備投資や販路開拓などに取り組む事業者の優先支援について、中小・小規模事業者の負担に配慮し、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予するなど申請要件の緩和を行うとともに、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象とすることで早急な支援を可能とする。

あわせて、下請取引について、仕入れの遅れや従業員の休業による納期の延期等に柔軟に対応するなどの一層の配慮を産業界へ要請する。

さらに、下請Gメン等を通じて取引実態等をきめ細やかに把握するとともに、発注企業が業績悪化のしわ寄せとして、下請企業への買い叩き等の違反行為を行った場合は、下請法に基づき厳正に対処する。加えて、事業基盤の弱い個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限にするため、産業界に対して、取引上の配慮を求める要請を行う。

また、国際協力銀行（JBIC）を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける日本企業の海外事業の資金繰りやサプライチェーンの確保を支援する。このため、JBICにおいて相談窓口を設置するとともに、「成長投資ファシリティ」を一層活用し、最大5,000億円規模の資金ニーズに対応する（JBICによる金融措置2,500億円）。

日中間でのハイレベルでの意思疎通を活用しつつ、在外公館や日本貿易振興機構（JETRO）等が中心となって省庁横断的に取り組むことにより、中国国内等における日系企業の活動を支援する。

○ 観光業への対応

観光需要の回復は感染拡大の防止が前提となることを踏まえ、観光業については、当面の対応として、雇用調整助成金や資金繰り対策により強力に下支えする。

同時に、こうした感染防止に取り組む期間を、積極的な「助走期間」と位置づけ、将来の反転攻勢のための基盤を整備する。

具体的には、JNTOを通じ訪日誘客の重点市場において我が国の状況や政府の取組に関する正確な情報発信に努めるとともに、中小企業生産性革命推進事業も活用し販路拡大・施設リノベーション等への対応を行うほか、

- ・ 観光地域づくり法人（DMO）等による、地域ごとの観光資源を活かした魅力的な旅行コンテンツの造成（DMO・事業者に対する補助率：定額、1/2）
- ・ キャッシュレス化や多言語表示の充実、バリアフリー化といった、地域における訪日外国人旅行者受入環境の整備（事業者に対する補助率：定額、1/2、1/3）

を支援することで、観光地の誘客先の多角化や収益力の向上を後押しする。

その上で、事態の終息の後には、官民一丸となってキャンペーンを実施し、内外にメッセージを発信する。このため、国としては、人の流れの回復に向けて、観光需要の喚起や、地域の農産品・特産品等、商店街のにぎわい回復を含めたキャンペーンを検討する。

○ 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活が困窮する者等が、家計や仕事、住まい等についての幅広い課題に対し、生活困窮者自立支援制度に基づく相談・支援を受けられるよう、全国の地方公共団体に対して、関係機関等とも連携し、本人に寄り添った包括的な支援を提供するよう促す。

あわせて、生きることの包括的支援の観点から、民間団体が実施するSNSを活用した相談体制への支援を拡充する。

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

○ 新たな法整備

国民の命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小なもの

となるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、新型コロナウイルス感染症を同法の対象に暫定的に加えることとし、関係法案を国会に提出したところである（令和2年3月10日閣議決定）。

○ 水際対策における迅速かつ機動的な対応

水際対策については、国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限や渡航禁止勧告などを引き続き実施する。

これまでに、本邦への上陸の申請日前14日以内に中国、韓国、イラン及びイタリアの一部地域等における滞在歴がある外国人等については、特段の事情がない限り上陸を拒否する方針を決めた。他方、一部地域の上陸拒否措置を講じてもなお、中国や韓国全土から本邦への人の流入が続いたことから、感染拡大を防止し、国民の不安感を解消するため、両国からの入国者に対する検疫を強化し、検疫所長が指定する場所で2週間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとした。あわせて、水際対策としての検疫強化に資するよう、中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限定し、船舶での旅客運送を停止するよう要請することとした。さらに、中国又は韓国で発行済みの一次及び数次査証の効力を停止することとしたほか、香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置を停止した。引き続き、海外における感染拡大の状況を踏まえ、機動的に対応していく。

また、感染症危険情報をはじめとする感染症関連情報を機動的に発出することで、海外在留邦人及び海外渡航者に対して、適時適切な情報提供及び注意喚起を実施する。

全国の検疫所におけるPCR検査機器を増設し、検査体制を充実させる。

○ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

感染拡大防止の観点も踏まえて、行政手続や公共調達の期限等については、以下をはじめとして、柔軟に対応していくこととし、年度末の状況等を踏まえつつ、窓口の体制の充実等を図るとともに、現場に対応を徹底する。

申告所得税等の申告・納付等期限について令和2年4月16日まで延長するとともに、税務代理についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の期限での対応が困難な場合には柔軟に対応する。また、国税・社会保険料の猶予制度を積極的に周知広報するとともに、一時に

納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮し、迅速かつ柔軟に対応する。運転免許については、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の手続きが困難な方は、更新期限までに申し出があれば免許証が引き続き有効なものとなるよう措置する。ケアマネジャー等の資格更新のための研修については、都道府県の判断により、研修の延期、中止をした場合には、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いを可能とする。本年3月中に在留期間が満了する在留外国人からの在留申請について、在留期間満了日から1か月後まで受け付ける。金融商品取引法に基づく開示書類の提出期限の延長や株主総会の開催時期の変更について、必要な手続きを周知する。

また、国直轄の公共工事等については、受注者の申し出がある場合に、令和2年3月15日まで一時中止や工期の延長の措置等を行う。さらに、中小・小規模事業者と国・地方公共団体等との契約等について、年度末の納期・工期の変更や契約金額の見直しなど、国として柔軟な対応を行うとともに、地方公共団体に対しても同様の対応を行うよう要請する。あわせて、納期の延期等を行った事業等に係る予算の繰越に当たっては、弾力的な対応を行う。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策に関連するマスクをはじめとした救援物資やライフラインを確保するための水・燃料など緊急に通関を行う必要のある輸出入貨物について、優先して通関するとともに、簡易な通関手続等による対応を行う。

○ 国際連携の強化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた途上国に対し、世界保健機関（WHO）等の国際機関を通じ、医療・保健従事者、難民等への技術協力・物資供与による緊急支援を行うなど、国際社会全体としての感染症対策に積極的に貢献する。

○ 地方公共団体における取組への財政支援

既に、緊急対応策第1弾の実施に際し、地方負担が生じる場合に特別交付税を措置することとしている。さらに、本対応策の実行に際して必要となる地方負担についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、引き続き適切に対応する。

(参考) 緊急対応策第2弾の規模

緊急対応策第1弾(153億円)に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円(一般会計2,295億円、特別会計420億円)の活用により、緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を講ずる。

あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

1. 財政措置(4,308億円)

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備:486億円

- ・ 保育所や介護施設等における感染拡大防止策:107億円
- ・ 需給両面からの総合的なマスク対策:186億円
- ・ PCR検査体制の強化:10億円
- ・ 医療提供体制の整備:133億円
- ・ 治療薬等の開発加速:28億円

等

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応:2,463億円

- ・ 保護者の休暇取得支援等
(新たな助成金:1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例:207億円)
- ・ 放課後児童クラブ等の体制強化等:470億円
- ・ 学校給食休止への対応:212億円
- ・ テレワーク等の推進:12億円

等

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応:1,192億円

- ・ 雇用調整助成金の特例措置の拡大:374億円
- ・ 強力な資金繰り対策:782億円
- ・ 観光業への対応:36億円

等

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等:168億円

- ・ WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出:155億円

等

2. 金融措置(1.6兆円規模)

- ・ セーフティネット貸付・保証(6,060億円)
- ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付(5,430億円)
- ・ 日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援(2,040億円)
- ・ 国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援(2,500億円)等

(注) 第2弾の予備費2,715億円の内訳は、1. (1) 346億円(うち一般会計346億円)、

(2) 1,409億円(同989億円)、(3) 797億円(同797億円)、(4) 163億円(同163億円)。

新型コロナウイルス感染症関係データ(令和2年3月9日現在)

(神奈川県健康医療局保健医療部健康危機管理課作成)

- 1 指定医療機関の利用率
県の感染症指定医療機関の総病床数74床のうち20床を利用(27.0%)
- 2 帰国者・接触者相談センター(2月10日～)
 - (1) 相談件数(2月10日～) 15,517件
(保健所設置市 10,307件、それ以外の地域 5,210件)
 - (2) 疑い事例で帰国者・接触者外来に紹介した件数(2月10日～) 281件
(保健所設置市 163件、それ以外の地域 118件)
- 3 専用ダイヤル(1月25日～) 相談件数 9,198件
- 4 PCR検査件数 1,868件
(陽性 185件、陰性 1,683件)



県内新型コロナウイルスに感染した患者の発生状況（3月9日現在）

No	発表日	年代	性別	居住地
1	1月16日	30代	男性	神奈川県
2	2月11日	50代	男性	神奈川県
3	2月13日	80代	女性	神奈川県
4	2月14日	30代	男性	神奈川県
5	2月17日	40代	女性	神奈川県相模原市
6	2月18日	60代	男性	神奈川県横浜市
7	2月19日	80代	男性	神奈川県相模原市
8	2月19日	70代	男性	神奈川県相模原市
9	2月20日	80代	男性	神奈川県相模原市
10	2月20日	—	—	神奈川県横浜市
11	2月21日	—	—	神奈川県横浜市
12	2月21日	80代	男性	神奈川県相模原市
13	2月21日	80代	女性	神奈川県相模原市
14	2月22日	50代	男性	神奈川県相模原市
15		50代	女性	神奈川県相模原市
16		20代	女性	神奈川県相模原市
17		20代	女性	神奈川県相模原市
18	2月24日	50代	男性	神奈川県鎌倉保健福祉事務所管内
19	2月26日	60代	男性	神奈川県厚木保健福祉事務所管内
20	2月27日	50代	男性	神奈川県厚木保健福祉事務所管内
21	2月27日	40代	女性	神奈川県相模原市
22		20代	男性	神奈川県相模原市
23	2月28日	70代	女性	神奈川県鎌倉保健福祉事務所管内
24	2月28日	50代	男性	神奈川県横浜市

No	発表日	年代	性別	居住地
25	3月1日	50代	男性	神奈川県相模原市
26		50代	女性	神奈川県相模原市
27	3月1日	50代	女性	神奈川県鎌倉保健福祉事務所管内
28	3月2日	60代	男性	神奈川県相模原市
29		—	男性	神奈川県相模原市
30		—	男性	神奈川県相模原市
31		—	女性	神奈川県相模原市
32	3月3日	20代	女性	神奈川県横浜市
33	3月5日	60代	男性	神奈川県横浜市
34	3月5日	50代	女性	神奈川県相模原市
35		50代	男性	神奈川県相模原市
36	3月6日	20代	男性	神奈川県相模原市
37	3月6日	20代	女性	神奈川県平塚保健福祉事務所管内
38		30代	男性	神奈川県平塚保健福祉事務所管内
39		30代	男性	神奈川県小田原保健福祉事務所管内
40		70代	男性	神奈川県厚木保健福祉事務所管内
41	3月6日	70代	男性	神奈川県横浜市
42	3月7日	80代	男性	神奈川県平塚保健福祉事務所管内
43	3月10日	20代	女性	神奈川県平塚保健福祉事務所管内
44	3月10日	20代	男性	神奈川県鎌倉保健福祉事務所管内

※ダイヤモンドプリンセス号での陽性判明者は除く。

(参考)ダイヤモンドプリンセス号での陽性判明者で死亡

1	2月20日	80代	男性	神奈川県
---	-------	-----	----	------